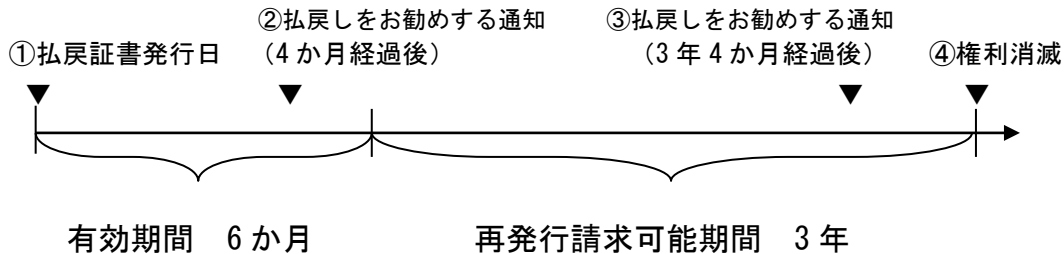


平成 29 年 10 月 2 日
独立行政法人 郵便貯金・
簡易生命保険管理機構

「払戻証書」をお持ちのお客さまへのお知らせ

- 1 証書や通帳を紛失等された貯金を払い戻される場合、お客さまからのお申出に基づき証書や通帳の代わりに「払戻証書」を発行してお客さまにお送りし、この「払戻証書」により貯金の払戻しの手続をさせていただきます。
- 2 「払戻証書」については、次のとおり「有効期間」等がございますので、「払戻証書」をお持ちでまだ払戻しをされていないお客さまは、お早めに払戻しを行っていただきますようお願いいたします。
 - ① 「払戻証書」には有効期間があり、発行の日から 6 か月となっております。有効期間経過後 3 年間は、再発行の手続ができますが、その期間を過ぎますと払戻しの権利が消滅しますので、お早めに手続をしていただきますようお願いいたします。



- ② 払戻しの手続は、払戻証書、印章及びご本人であることを確認できる運転免許証・マイナンバーカードなどの証明書類をご持参の上、お近くの郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の本支店・出張所をお願いいたします。